

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」の対応状況

令和3年6月18日

内閣府
文部科学省
厚生労働省

子ども・子育て支援法の附則において、施行後5年を目途として、法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講じることとされていた。

このため、子ども・子育て会議において、施行後5年目に当たる令和元年度に、地方分権改革に関する提案事項や制度の施行状況等を勘案し、検討が必要な事項を整理し検討を行い、「子ども・子育て新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」(令和元年12月10日)をとりまとめた。

当該とりまとめについて、令和2年6月26日の第52回子ども・子育て会議で対応状況を報告したところであるが、その後より現在までの関係府省における対応状況は以下のとおりである。

3. 公定価格全般に関する事項

	とりまとめの概要	対応状況
3(3)	地域区分の在り方については、経過措置の将来的な取り扱いも含め、引き続き検討すべき	令和2年12月1日の子ども・子育て会議におけるご議論を踏まえ、公務員の地域手当に準拠しつつ、令和3年度介護報酬改定における地域区分の見直し内容を踏まえ、財源の確保と併せて検討していくとともに、隣接地域等との差が大きい地域については、地域手当が地域民間給与の適切な反映を目的とする手当であることや、他の社会保障分野の特例(補正ルール)との整合性、財源などの面から引き続き検討していくこととした。

4. 処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項

	とりまとめの概要	対応状況
4(5)	施設型給付の申請様式について、市町村が実際に使用している様式も参考にしながら、統一的な請求様式を作成するとともに、普及に向けて取組を進めるべき	令和2年度に、施設型給付等の請求書の標準様式案を作成。今後、地方自治体に案を示して意見募集を行い、必要な修正を行った上で、標準様式を提示。
4(7)	調理員等に短時間勤務を導入することについて、現行の職員配置基準においても実施可能である旨、通知やFAQの発出等により明確化すべき	児童福祉施設や家庭的保育事業等の設備運営基準において「調理員を置かなければならない」と定めているが、調理員の具体的な勤務形態等については特段の定めはない旨等について、令和2年12月に自治体向けFAQ(18版)において周知。
4(8)	保育士等に対する研修の実施について、効果的かつ効率的な受講が可能となるよう、取組を検討し、必要な対応策を講じるべき	令和2年度第3次補正予算において、都道府県が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うための所要額を計上。
4(9)	離島・へき地を含めた人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべき	令和2年度に「人口減少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査研究」を実施し、人口減少地域等におけるニーズに対応した保育の提供体制の維持に向けた各自治体の取組等に関する報告書を取りまとめ、令和3年4月に各自治体に周知。
4(9)	保育所等の空きスペースを活用した児童発達支援の実施の方策なども検討すべき	令和3年3月に「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について(通知)」を発出し、保育所の空きスペースを活用して児童発達支援センター事業の利用者との交流等を行う場合等の、保育所の設備運営基準の考え方や保育所等整備交付金に係る財産処分取扱いを周知。
4(10)	保育士等という職業や働く場としての保育所等の魅力の向上とその発信に向けた取組等の検討に着手すべき	令和2年2月に保育の現場・職業の魅力向上の検討会を立ち上げ、同年9月末に報告書を取りまとめた。報告書を踏まえ、令和3年度予算において、イベントや情報発信サイト等を活用した保育士・保育の現場の魅力発信事業を実施する自治体に対する補助を実施。
4(11)	看護師等免許保持者類似の届出制度の導入について、法令上必要となる措置や実務的な事務体制の整備可能性も勘案しつつ必要な財源等の費用対効果も踏まえ、引き続きどのような対応が可能か検討すべき	離職等した保育士からの届出を努力義務化することについて、必要性や負担等を踏まえ検討。(資料10参照)

6. 地域の子育て支援等の機能の充実に係る事項

	とりまとめの概要	対応状況
6(2)	医療的ケア児の受入れ促進策について、モデル事業や実態調査等の結果を踏まえ、引き続きどのような対応が可能か検討すべき	令和3年度予算において、医療的ケア児保育支援モデル事業の一般事業化、医療的ケア児保育支援者の処遇改善等を実施。

7. 認定こども園に関する事項

	とりまとめの概要	対応状況
7(1)	認定こども園に係る障害児等支援事業の一元化について、法律上私学助成を交付することが可能な学校法人立認定こども園の3～5歳については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」ではなく一律私学助成の補助対象とすべき	令和3年4月より、学校法人立の幼稚園型認定こども園の3～5歳児について私学助成の補助対象とする措置を実施。これに伴い、多様な事業者の参入促進・能力活用事業において、当該幼児を補助対象外とした。
7(3)	令和6年度末までの保育教諭の資格特例に係る経過措置期間中の更なる免許状・資格の併有を促進するため、保育士の登録を受けた者についての、幼稚園教諭免許状取得特例と、幼稚園教諭免許状所有者の、保育士資格取得特例の在り方について、引き続き更なる検討を進めるべき	現在特例の要件として必要な勤務経験年数とは別に、認定こども園で保育教諭として一定年数の勤務経験を有する場合において、修得が必要な8単位の一部(例えば2単位程度)を修得したものとみなすことが可能か、令和3年度内に文部科学省・厚生労働省において有識者を交えて検討予定。

9. 地域子ども・子育て支援事業に関する事項

	とりまとめの概要	対応状況
9(1)	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業の量的拡充や補助の在り方については、ニーズ等を踏まえつつ検討すべき	令和3年度予算において、量的拡充を行うとともに、利用者支援事業においては多機能型加算の創設及び困難事例対応のための専門職配置支援等を実施し、地域子育て支援拠点事業においては育児参加促進のための加算を創設。
9(4)	病児保育事業の事業経営について運営実態調査の結果を踏まえ更なる検討を行うべき	令和3年度予算において、病児保育事業の補助単価について、事業の提供体制を安定的に確保する観点から、利用児童数の変動によらない基本単価の比率の引き上げを行うとともに、加算単価の適用区分を200人単位から100人単位に細分化。

10. その他の事項

	とりまとめの概要	対応状況
10(1)	引き続き各年度の予算編成過程において、量の拡充・質の向上を図るための安定的な財源の確保に努めるべき	令和3年度からの4年間で14万人分の保育の受け皿整備を行うこととし、児童手当の見直しによる財源等に加え、経済界からの追加拠出を当てることとした。このため、「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案」を国会に提出(令和3年5月に成立)。

11. 終わりに

	とりまとめの概要	対応状況
11	災害時における保育所等の臨時休園に係る基準	令和元年度に「保育所における災害発生時等における臨時休園の対応等に関する調査研究」を実施し、調査結果について令和2年7月に事務連絡を発出。
11	多胎児をもつ子育て家庭等への支援	令和2年度予算において、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や、多胎育児経験者による相談支援等に係る新たな支援事業を創設。さらに、令和3年度予算において、既存事業の補助単価の拡充を図るとともに、新たに、多胎妊娠時の妊婦健康診査の費用に対する補助制度を創設。
11	市町村等の更なる事務負担の軽減等	市町村等における業務の効率化に資するよう、子ども・子育て支援及び児童手当に係る情報システムについて、令和3年7月に検討会を立ち上げ、令和4年8月までに標準仕様書を作成するために必要な検討を行う予定。また、令和2年度に、就労証明書の標準的な様式の活用や押印不要化について、自治体に各種通知を発出。令和3年6月中を目途にオンライン化に資する就労証明書の標準的な様式の改定版を公表し、更にその活用を促す予定(資料6参照)。

第44回子ども・子育て会議において「中長期的な検討課題」とした事項

	とりまとめの概要	対応状況
-	都道府県と市町村の連携強化や福祉と教育の連携推進などによる、地域における包括的な子育て支援体制の構築	令和3年5月に成立した「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」において、市町村子ども・子育て支援事業計画に定めるよう努めるべき事項として、関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加。
-	子ども・子育て支援に係る計画と障害児支援に係る計画の整合性の確保など、子ども・子育て支援と障害児支援との連携強化の在り方	令和2年11月に、障害児福祉計画の策定にあたり、子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握に努めること、子ども・子育て支援新制度担当部局と連携すること等を主な内容とする事務連絡を、内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省障害保健福祉部、文部科学省幼児教育課等の連名で発出。
-	幼稚園教諭免許・保育士資格の一体化や、保育士資格と他の福祉職との共通資格課程の検討など、各資格の在り方	共通基礎課程については、令和3年に厚生労働省政策統括官(総合政策担当)が中心となり、検討会を開催予定。
-	保育所等の突然の閉鎖に対応するため、経営の安定した事業者への事業譲渡、近隣園との合併など、安定的な経営を確保しやすい仕組みの整備	令和2年度において、「人口減少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査研究」を実施し、人口減少地域等における保育所等の統廃合に関する自治体の取組事例を収集し、令和3年4月に各自治体に周知。